

下松市水安全計画
(概要版)

平成 30 年 3 月
下松市上下水道局

1. はじめに

下松市上下水道局では、安全で安心できる水道水をお届けするため、水源の状況に応じた浄水処理や、定期的な水質検査などを行っています。

しかし、ダム富栄養化によるかび臭の発生や、配水・給水過程での消毒副生成物の生成等、様々な水道水へのリスク（水道水質に悪影響を及ぼすおそれがある要因）が存在しています。また、施設の老朽化や、職員の減少・高齢化も進んできています。

このような状況の中、水道水の安全性を一層高め、将来にわたって安全で安心な水道水を安定的にお届けするため、水源から蛇口までに発生しうるリスクを想定・分析し、監視する方法や、発生したときの対応方法をあらかじめ決めておく必要があると考え、「下松市水安全計画」を策定しました。

2. 水安全計画とは

水安全計画（Water Safety Plans : WSP）は、食品業界で用いられている HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）^{※1} の考え方を導入し、水道システムにおける全ての段階で危害評価と危害管理を行い、常に信頼性（安全性）の高い水道水を供給し続けるための水道システム全体を包括する計画です。

下松市では、これまでの水質管理に加え、「下松市水安全計画」の運用を継続的に行うことにより、水源から蛇口に至る統合的な水質管理を実施し、より安全で安心できる水道水の供給体制の確立に努めます。

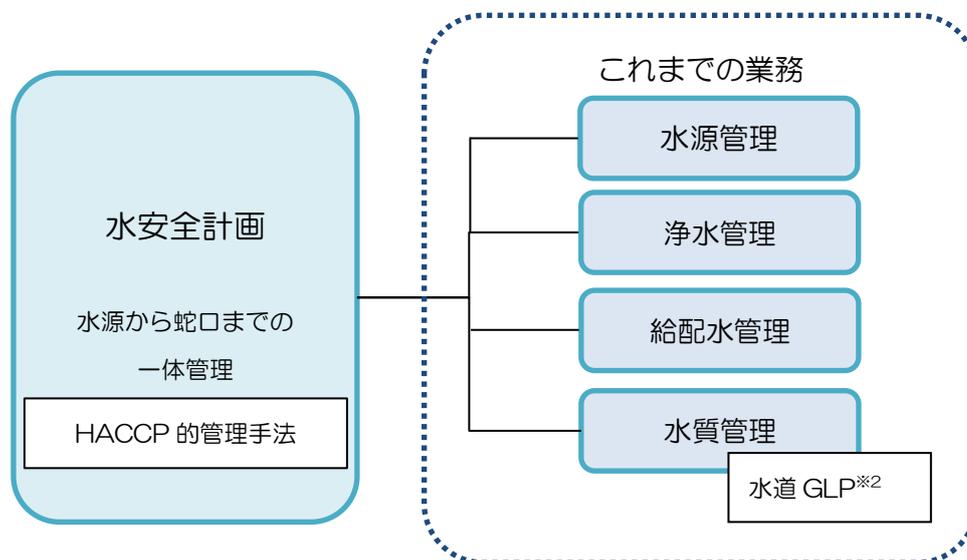


図 1 これまで行ってきた管理業務と水安全計画との関係

※1 HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point)

食品製造のすべての工程において予めリスクを予測し、そのリスクを管理できる重要管理点で継続的に監視することで、食中毒などを起こすおそれがある不良品の出荷を未然に防止する衛生管理手法です。

※2 水道 GLP (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範)

水道水の水質検査結果の信頼性確保を目的として、公益社団法人 日本水道協会によって制定された水質検査機関の認定規格です。水質検査を行っている周南都市水道水質検査センターでは、平成 22 年度に認定を取得しています。

3. 「下松市水安全計画」の概要と実際の対応

○ リスクの抽出・分析

水源での富栄養化によるかび臭発生や給配水施設における残留塩素濃度の低下など、水源から蛇口までの間で発生が予想されるリスクを抽出するとともに、発生頻度や影響の程度を分析しています。

○ リスクに対する対応・監視体制の確立

水源から蛇口までのリスクを監視する地点において、リスクごとの管理基準を設定し、この基準に基づく監視体制を確立します。

○ マニュアル化

管理基準を超過したときの対応を明確にした管理・運用マニュアルの整備により、リスクの発生あるいはその予兆を早期に発見できることから、これまで以上に迅速な対応が可能となります。

【対応例】



4. 運用後の効果

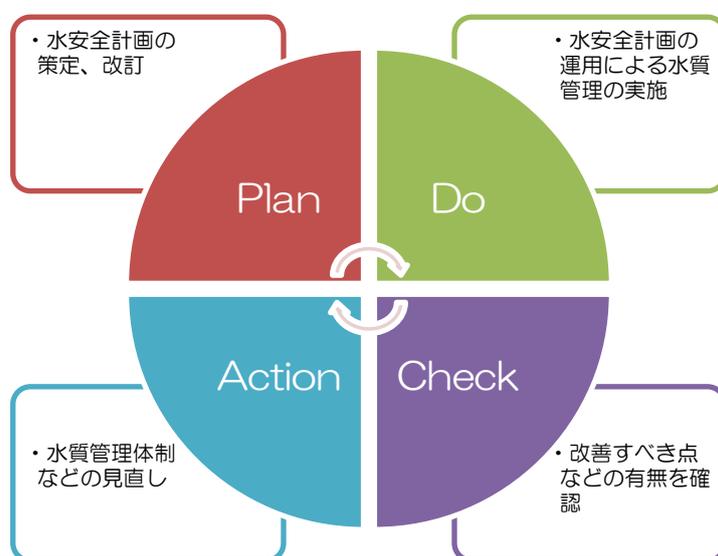
「下松市水安全計画」を策定し、継続的に推進することで

- ・安全性の向上
- ・水道施設の維持管理の向上・効率化
- ・技術の継承
- ・お客様への情報提供の促進

に努め、さらに安全で良質な水道水をお客様へお届けします。

5. 見直しと改善

水道を取り巻く環境は常に変化していくため、必要に応じて「水安全計画」の見直しを行い、継続的に改善していくことで、将来にわたり水道水の安全性を維持し、さらに向上していきます。



安全で安心できるおいしい水をいつまでもお届けできるよう、

下松市水安全計画を運用していきます。

【お問い合わせ先】

下松市上下水道局

〒744-8585 山口県下松市大手町三丁目3番2号

TEL : 0833-41-0867

FAX : 0833-41-6393

E-mail : sui-soumu@city.kudamatsu.lg.jp